

安全・安心の医療・介護の実現と医療従事者の夜勤
改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は、これまでも医療従事者の勤務環境の改善を促進してきているが、日本医労連が実施している看護職員の労働実態調査では、「慢性疲労や辞めたいと思う」「十分な看護ができていない」「ミス・ニアミスの経験がある」といった回答率は高く、十分な改善がなされていないことが明らかとなっている。

現在、政府は医療機能の再編による医療提供体制の改善を目指しているが、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ない。2015年度には看護職員需給見通しが策定されるが、単なる数値目標ではなく、具体的な勤務環境の改善を可能とする増員計画とする必要がある。

安全・安心の医療・介護の実現に向け、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにするため、国においては、下記の事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とすること。
- 2 医師・看護師・介護職員などを大幅に増員すること。
- 3 患者・利用者の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること
- 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／厚生労働大臣